

○免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習に関する規程

(平成 10 年 9 月 29 日公安委員会規程第 9 号)

改正 平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号 平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 9 号
平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号 平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号
平成 25 年 12 月 11 日公安委員会規程第 8 号 平成 26 年 5 月 19 日公安委員会規程第 4 号
平成 29 年 3 月 9 日公安委員会規程第 10 号 令和 2 年 6 月 19 日公安委員会規程第 3 号
令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 8 号 令和 4 年 10 月 19 日公安委員会規程 11 号

免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習に関する規程を次のように定める。

免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する運転免許の停止処分等を受けた自動車等の運転者の講習(以下「講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施)

第 2 条 講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、法第 108 条の 2 第 3 項の規定により、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。)第 38 条の 3 に定める者に当該講習を委託したときは、この限りでない。

(講習の区分、方法等)

第 3 条 講習の区分、講習科目、講習細目、講習方法及び講習時間並びに講習の実施に必要な手続は、本部長が別に定めるものとする。

(講習指導員)

第 4 条 講習指導員(以下「指導員」という。)は、運転免許に係る講習等に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号)に定めるほか、次の要件を備えた者とする。

- (1) 25 歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して 2 年を経過していない者

イ 法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修)を修了した者

(停止期間の短縮等)

第5条 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の5に規定する受講による停止期間の短縮等は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 停止期間の短縮は、別表に定める短縮日数基準表により行うものとする。

(2) 次の場合は、停止期間の短縮は行わないものとする。

ア 受講時間が府令第38条第3項第5号に規定する講習時間に満たない者

イ 考查成績が著しく不良であった者

(3) 考査成績が前号イに該当する者から再考査の申出があったときは、再考査を行い、再考査による成績が短縮基準に達した場合においては、第1号の短縮を行うものとする。

(4) 停止期間を短縮した者については、運転免許停止(保留)期間短縮通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(受講手続)

第6条 公安委員会は、停止処分等を受けた者から講習受講の申出があったときは、停止処分者講習受講申請書(様式第3号)を提出させて、府令第38条第3項第6号に規定する期間内に講習を終了するようその者に講習日時、場所を指定しなければならない。

(受講の延期)

第7条 公安委員会は、講習を申し出た者で講習を受けさせることが適当でないと認める相当の理由があるものについては、講習の受講を延期することができるものとする。

(講習の委託)

第8条 公安委員会が講習を委託する場合は、次の各号に定める要件を備えている者に委託するものとする。

(1) 第4条に定める指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること又は置くことができると認められること。

(2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備を調達できること。

なお、積雪等により、実車による指導が困難となる場合があるところについては、運転シミュレーター(四輪及び二輪用)を調達できること。

(3) 講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有すること。

(4) その者が講習の業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより講習が不公平になるおそれがないこと。

(5) その委託を行うことによって、講習の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

(6) 公安委員会の卒業証明書又は修了証明書の発行禁止処分等を相当期間受けていないこと。

(講習の委託の解除)

第9条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、講習の委託を解除しなければならない。

(1) 講習の委託を受けた者(以下「講習機関」という。)が、前条の委託要件に反した場合

(2) 公安委員会において、委託の必要がないと認められる事情が発生した場合

(指導及び監督)

第 10 条 公安委員会は、講習を委託した場合は、委託要件の遵守状況等について常時監督するとともに、必要な報告を求め、講習内容等について適宜指導及び助言を行うものとする。

2 公安委員会は、指導員の技術及び知識の向上に資するため研修を行うことができる。
(報告)

第 11 条 公安委員会は、講習機関が行う講習の実施に関し、当該講習機関から次の事項に係る報告を求めることができる。

- (1) 講習人員及び考査の結果
- (2) 講習計画及び使用教材
- (3) 講習従事者名簿
- (4) その他講習に関する特異事項

(文書の保存)

第 12 条 文書の保存は次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
停止処分者講習受講申請書	運転管理課	5 年

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 自動車等運転者の講習に関する規程(昭和 44 年岡山県公安委員会規程第 1 号)は廃止する。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 9 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 11 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 19 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 9 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 19 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(令和 4 年 10 月 19 日公安委員会規程 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表

短縮日数基準表

処分の区分	\ 考查成績別短縮日数		考查成績		
	\ 講習区分	\ 処分日数	優	良	可
免許の効力の停止、自動車等の運転の禁止	短期講習	30	29	25	20
	中期講習	60	30	27	24
	長期講習	90	45	40	35
		120	60	50	40
		150	70	60	50
		180	80	70	60
免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39 以下	受講日を除く残り日数	処分日数の 80%に当る日数	処分日数の 70%に当る日数
	中期講習	40～89	処分日数の 50%に当る日数	処分日数の 45%に当る日数	処分日数の 40%に当る日数
	長期講習	90～180	処分日数の 45%に当る日数	処分日数の 40%に当る日数	処分日数の 35%に当る日数

備考

- 1 考查成績の優は 85%以上の成績、良は 70%以上の成績、可は 50%以上の成績とする。

- 2 免許の保留並びに免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てる。
- 3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者については、直近下位の成績に係る短縮日数を下回らない限度で当該本人の成績に係る短縮日数を下回る短縮を行うことができる。
- 4 道路交通法施行令第33条の2第1項第8号の規定による保留処分の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の処分の短縮日数と同じとなる。

様式第1号 削除

様式第2号(第5条関係)

運転免許停止(保留)期間短縮通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

停止処分者講習受講申請書

[別紙参照]